

別紙6 定款認証同時申請に関する仕様

定款認証同時申請は、定款認証と設立登記申請を同時に申請する方式である。本方式で申請する場合は、同時申請案件送信 Web サービスを使用して申請する必要がある。定款認証同時申請に関する仕様について以下に示す。

1. 定款認証同時申請の対象様式について

定款認証同時申請が可能な申請書様式を「表 1」に示す。

表 1 申請書様式一覧

No	手続 ID	様式名	1 度に送信する申請数	備考
1	HM0601000100021	登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置)(定款認証同時申請用)	1	※No1~No4 のいずれかの 1 申請のみ可
2	HM0601000100022	登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置)(定款認証同時申請用)		
3	HM0601000100051	登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置)(定款認証・電子証明書発行同時申請用)		
4	HM0601000100052	登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置)(定款認証・電子証明書発行同時申請用)		
5	HM1000000001002	電磁的記録の認証の嘱託	1	
6	HM1000000001007	電子署名付委任状(同時申請用)	0~20	委任状が必要な場合のみ

同時申請案件送信 Web サービスは、連件申請案件送信 Web サービスと同様に、定款認証同時申請対象の申請案件を同一セッションにおいて 1 件ずつ送信を行うこと。送信する申請書様式の順序について規定はない。

また、No1~No4 と No5 の申請書様式に添付する定款ファイルについては必ず同一のものを添付する必要があるため留意すること。

なお、No3～No4 の申請書様式については定款認証同時申請用かつ電子証明書発行同時申請用であるため、電子証明書発行同時申請用の様式の要件も満たす必要がある。電子証明書発行同時申請用の様式については「別紙8 電子証明書発行同時申請に関する仕様」を参照。

2. 補正について

定款認証同時申請用の申請書様式について、登記所からの補正指示により補正書を送信する場合は、同時申請案件 Web サービスではなく、単独申請案件送信 Web サービスを使用すること。

なお、電磁的記録の認証の嘱託及び電子署名付委任状（同時申請用）については、現状オンライン申請において補正の取り扱いはない。